

特定非営利活動法人 WhaleE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 WhaleE という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市天白区道明町 165 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども及びその家族に対して、福祉、療育及び教育に関する支援事業を行い、地域社会の発展と誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 子どもの健全育成を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ③ 研修会・講習会の開催
- ④ 地域交流及び啓発活動
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 教材開発・販売、啓発物品の制作目的に必要な収益事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任

することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法

をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の死亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第一項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 原田 幸枝

副理事長 山崎 沙織

理事 安田 麻由

監事 中村 愛

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日

から令和8年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年2月28日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0円 年会費 0円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 WhaleE

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ハラダ ユキエ 原田 幸枝		無
理事	ヤマザキ サオリ 山崎 沙織		無
理事	ヤスダ マユ 安田 麻由		無
監事	ナカムラ アイ 中村 愛		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、地域社会における子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、発達や生活に支援を必要とする子どもや、その保護者への支援体制の充実が強く求められています。

私たちはこれまで、合同会社 ELEFANTE を母体として、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を行い、子ども一人ひとりの「できた!」「やってみたい!」という気持ちを大切にす支援を実践してきました。

こうした活動をさらに発展させ、相談支援や地域交流を通じて、より多くの家庭や地域と連携できる体制を築くため、特定非営利活動法人 WhaleE を設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

令和6年より、相談支援事業所の開設準備を進めてきました。

その過程で、行政・関係機関・地域住民との連携を強化し、より公共性の高い法人格を得ることが望ましいと判断しました。

法人設立の検討を重ね、令和7年8月29日に設立総会を開催し、定款の制定、役員選任、事業計画及び予算の承認を経て、ここに設立認証の申請を行うに至りました。

令和7年8月29日

特定非営利活動法人 WhaleE

設立代表者

氏 名 原田 幸枝

特定非営利活動法人 WhalE
令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

地域に根ざした相談支援と家族支援を軸に、専門性の向上と連携強化を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 特定相談支援事業	計画相談支援・障害児 相談支援を行い、サー ビス等利用計画の作成 やモニタリング、関係 機関連携を通じて生活 を支援する。	本事業年度は、実施予 定なし	(D) 障害福祉サー ビスの利用を 希望する障害 者及びその家 族 (E)－	－
② 児童福祉法に基づ く障害児相談支援 事業	障害児相談支援を行 い、障害児支援利用計 画の作成やモニタリン グ、関係機関連携を通 じて成長と生活を支援 する。	(A) 通年（日祝以外） (B) 名古屋市天白区 道明町 165 (C) 常勤 2 名	(D) 障害児通所支 援を利用する障害 児とその保護者 (E) 10 名	1,831
③ 研修会・講習会の開 催	障害福祉に関する研修 会・講習会を開催し、地 域の理解促進と支援者 の資質向上を図る。	本事業年度は、実施予 定なし	－	－
④ 地域交流及び啓発 活動	地域交流や啓発活動 を通じて、障害への理解 を深め、共生社会づく りに寄与する。	本事業年度は、実施予 定なし	－	－
⑤ その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業				

(2) その他の事業

①教材開発・販売、啓発物品の制作目的に必要な収益事業：本事業年度は、実施予定なし

特定非営利活動法人 WhaIE

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

地域に根ざした相談支援と家族支援を軸に、専門性の向上と連携強化を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 特定相談支援事業	計画相談支援・障害児 相談支援を行い、サー ビス等利用計画の作成 やモニタリング、関係 機関連携を通じて生活 を支援する。	本事業年度は、実施予 定なし	(D) 障害福祉サー ビスの利用を 希望する障害 者及びその家 族 (E)－	－
② 児童福祉法に基づ く障害児相談支援 事業	障害児相談支援を行 い、障害児支援利用計 画の作成やモニタリン グ、関係機関連携を通 じて成長と生活を支援 する。	(A) 通年（日祝以外） (B) 名古屋市天白区 道明町165 (C) 常勤2名	(D) 障害児通所支 援を利用する障害 児とその保護者 (E) 30名	10,946
③ 研修会・講習会の開 催	障害福祉に関する研修 会・講習会を開催し、地 域の理解促進と支援者 の資質向上を図る。	本事業年度は、実施予 定なし	－	－
④ 地域交流及び啓発 活動	地域交流や啓発活動 を通じて、障害への理解 を深め、共生社会づく りに寄与する。	本事業年度は、実施予 定なし	－	－
⑤ その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業				

(2) その他の事業

①教材開発・販売、啓発物品の制作目的に必要な収益事業：本事業年度は、実施予定なし

活動予算書

法人成立の日から 令和8年2月28日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,453,000		1,453,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
(1) 特定非営利活動に係る事業			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	0		0
② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	428,000		428,000
③ 研修会・講習会の開催収益	0		0
④ 地域交流及び啓発活動収益	0		0
⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		0
(2) その他の事業			
① 教材開発・販売、啓発物品の制作目的に必要な収益事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	1,881,000	0	1,881,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,540,000		1,540,000
法定福利費	231,000		231,000
人件費計	1,771,000	0	1,771,000
(2) その他経費			
諸謝金			0
印刷製本費	10,000		10,000
会議費	5,000		5,000
旅費交通費	20,000		20,000
通信運搬費	20,000		20,000
賃借料	5,000		5,000
その他経費計	60,000	0	60,000
事業費計	1,831,000	0	1,831,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
諸謝金			0
印刷製本費	5,000		5,000
会議費			0
旅費交通費	10,000		10,000
通信運搬費	10,000		10,000
消耗品費	10,000		10,000
水道光熱費	10,000		10,000
賃借料	0		0
保険料			0
租税公課	5,000		5,000
雑費			0
その他経費計	50,000	0	50,000
管理費計	50,000	0	50,000
経常費用計	1,881,000	0	1,881,000
当期経常増減額	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年3月1日 から 令和9年2月28日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		0
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金			0
3. 受取助成金等			
受取助成金	2,027,000		2,027,000
4. 事業収益			
(1) 特定非営利活動に係る事業			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	0		0
② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	12,840,000		12,840,000
③ 研修会・講習会の開催収益	0		0
④ 地域交流及び啓発活動収益	0		0
⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		0
(2) その他の事業			
① 教材開発・販売、啓発物品の制作目的に必要な収益事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	14,867,000	0	14,867,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	9,240,000		9,240,000
法定福利費	1,386,000		1,386,000
人件費計	10,626,000	0	10,626,000
(2) その他経費			
諸謝金			0
印刷製本費	50,000		50,000
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	100,000		100,000
通信運搬費	100,000		100,000
賃借料	50,000		50,000
その他経費計	320,000	0	320,000
事業費計	10,946,000	0	10,946,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
諸謝金			0
印刷製本費	30,000		30,000
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	50,000		50,000
通信運搬費	50,000		50,000
消耗品費	30,000		30,000
水道光熱費	50,000		50,000
賃借料			0
保険料	20,000		20,000
租税公課	10,000		10,000
雑費	10,000		10,000
その他経費計	260,000	0	260,000
管理費計	260,000	0	260,000
経常費用計	11,206,000	0	11,206,000
当期経常増減額	3,661,000	0	3,661,000
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	3,661,000	0	3,661,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			3,661,000